

目黒区の明日を問う

代表質問と答弁 要旨

●詳細は、目黒区議会会議録または区議会ホームページの会議録検索をご覧ください。

目黒の未来に誠実な区政推進を！ 課題に対し「備え」を！



自由民主党目黒区議団 伊その 弘三 議員

<区長の基本的な考え方>

(1)3カ年の緊急財政対策アクションプログラムの2カ年が終了する。最終年度に向け、現況を分析した中間の総括をせよ。(2)一般財源の減収に耐えるための「備え」としての対策は重要である。強固な財政基盤の確立の中身を問う。

区長 (1)順調に推移し、平成26年度当初予算案では財源不足は解消され、平成26年度末の財源活用可能基金残高も目標を上回っている。(2)歳入面では、積立基金残高の確保、新たな財源確保策、歳出面では、義務的経費の圧縮、効率的・効果的な行財政運営に取り組む。

<区政を取り巻く状況>

(1)経常収支比率の高止まりを示唆しているが、国庫補助・財政調整交付金等の変化の影響緩和のために根本的な改善策は何か示せ。(2)法人住民税の一部国税化が示された。平成25年2月に閣議決定された税制改正大綱による区への影響を説明せよ。

区長 (1)歳入確保策、義務的経費の削減が必要と考える。行革計画改定や区有施設見直しの具体化に向けた検討の中で、経常経費の抑制策を見出していく。(2)平成27年度都府県財政調整で約16億円減収、地方消費税交付金は約20億円増収の見込み。歳出は、消費税率引上げで委託料や工事請負費等が増加、社会

保障経費も増加の見通しである。

<区政運営の基本的な姿勢>

(1)協働による取組みが毎年唱えられているが、機能しているのか問う。(2)「区有施設の抜本的見直し検討にあたっての留意事項」となっている生活圏域整備計画の見直し検討について問う。

区長 (1)近年では、地域共助の取組みとして、避難所運営協議会が立ち上がっている。(2)区政運営の基本姿勢にかかわるので、多様な観点から慎重に検討する必要がある。施策の達成状況調査等、見直しの必要性を多角的に検証する。

<平成26年度の重要課題について>

(1)災害に強い安全・安心の地域づくりへの取組みと要援護者名簿の配備や支援について説明せよ。(2)区立中学校の魅力づくりを挙げているが、公立中学校離れが進んでいる感がある。各校において基本的な教育課程を習熟させ、全体の学力を上げるとともに都立

高校などの情報も把握し、教育現場に活用せよ。(3)2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催を受け、区長の言う目黒区での「おもてなし」とはどのようなことを考えているのか。また6年後を見通した取組みについて問う。

区長 (1)地域防災計画を改定し、新たな避難行動要支援者名簿整備、情報提供事項の明確化、名簿の対象範囲拡充や地域避難所への配備等の対策の拡充を検討している。

教育長 (2)各校の実態に応じ、数学や英語等の習熟度別指導、区独自の学習指導員によるチームティーチングを行っている。高等学校等訪問や高等学校等教員を招いた授業も実施している。

区長 (3)居心地の良さや快適性を実感していただくことと考える。都や23区で連携すべき課題とあわせ、「おもてなし」6年後を見通した取組み」の具体化については今後検討していく。



公明党目黒区議団 山宮 きよたか 議員

景気回復の実感が区民に届くように、 全力を尽くせ！

<目黒区の未来を見据えた区政運営>

(1)国の経済対策を受け、区の地域経済活性化に向けて積極的に取り組め。(2)区の財政健全化に向けた今後の見直しを明確に示せ。(3)目黒区の人口構造の変化について、(ア)人口変化に応じた社会保障経費の試算を示せ。(イ)将来に備える施策を示せ。(4)暮らしの安全と安心を確保する区政の推進について、施策の優先順位はどのように考えているのか。(5)まちの魅力を高める区政の推進について、具体的な取組みを示せ。(6)行財政基盤の確立に向けた区政の推進について、具体的な取組みを示せ。

区長 (1)低所得者・子育て世帯への影響緩和策とあわせ、中小企業の融資あっせん、商店街活性化事業支援など経済対策を実施する。(2)平成27年度以降の見直しは、平成26年度の実施計画・財政計画・行革計画改定作業を通して明らかにしていく。(3)(ア)試算はしていないが、生産年齢人口減少に伴う歳入減の一方で、社会保障経費は増大し区の財政負担は非常に厳しいものとなる。(イ)安定的財政基盤確立を前提に、安全で安心して暮らせるよう将来に備える施策を選択していく。(4)緊急性、区民ニーズ等の観点から、区民の安心・安全を高める施策であるか否かを

適切な時期に厳しく峻別し、対応していく。(5)地域活動団体等が協力する姿は、人のつながりを強く感じさせ、街の魅力を高める。近年の取組みでは、避難所運営協議会や高齢者見守りネットワークなどがある。(6)区長のリーダーシップ、組織の連携・活性化、人材育成の取組みを総合的に進めていく。

<区有施設見直しの方向性>

(1)専門性を持った第三者機関を設けよ。(2)区有施設の総延べ床面積の15パーセントを縮減するという目標を遂行する上で、具体的な工程を示せ。また、区民との合意形成にはどのように臨むのか。(3)組織の縦割りを排して専管部署で一元的に管理(アセットマネジメント)し、長寿化を図るべきである。(4)区民ニーズに応じた施設への転換を図り、「複合化、集約化、多機能化」を進めて活用すべきである。

区長 (1)施設整備の専門性を兼ね備えた第

三者に意見を求める仕組みづくりを予定している。(2)今後のスケジュールや手順等については、3月の見直し方針策定の際に可能な範囲で示していく。住民参画の手法については、具体的見直しの際に十分検討する。(3)26年度の長寿化調査は、専管部署が関係部署と連携を図りながら一元的に進める。(4)学校施設を含め、土地の高度利用や目的外使用など多様な手法を検討する。

<学校教育について>

(1)特色ある教育活動について問う。(2)新型インフルエンザやノロウイルス等の対策を強化せよ。

教育長 (1)方向性を明確に、各学校の実態に応じた取組みで、区立学校全体の魅力を高める。(2)保健所等関係機関と連携し適切な対応に努める。

容器包装リサイクル法改正を求める意見書

限りある資源を有効に活用し、持続可能な循環型社会を構築するためには、現在容積比で一般廃棄物の6割以上を占める容器包装廃棄物の発生抑制及び適切なリサイクルの推進が不可欠です。

このため特別区においては容器包装廃棄物のリサイクルに努めているところですが、リサイクルに関わる経費のほとんどが自治体の負担となっています。前回の容器包装リサイクル法改正において、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して自治体に金銭が支払われる「市町村への資金拠出制度」が措置されました。しかしながら、リサイクルにおいて大きな比重を占める収集・運搬、選別・圧縮に関わる経費のほとんどは自治体の負担となっており、リサイクルの役割分担における経費負担が、事業者と比べ自治体に対して過重で公正さに欠けるものとなっています。

また、容器包装リサイクル法には経費負担に係る規定がなく、役割分担が明確になっていません。

国においては今年度容器包装リサイクル法の見直しを予定しており、今後審議会等における検討作業が進められることと思われまますが、適切なリサイクルを推進し循環型社会を構築するために、次の方策を講じるよう特に要望するものがあります。

- 費用負担・役割分担の明確化
拡大生産者責任の観点から、容器包装廃棄物のリサイクルについては再商品化だけでなく、収集・運搬、選別・圧縮に係る経費についても、事業者が適切に負担すること。合わせて消費者、事業者及び自治体が連携してリサイクルを推進できるよう、役割分担を明確化すること。
- 多様な民間主体の回収システムの構築
拡大生産者責任の一環として、製造・販売事業者による自主回収の拡充など、事業者責任を一層強化していく取り組みを推進すること。
- 容器包装の発生抑制の強化
容器包装の発生抑制に繋がるよう、事業者責任の強化・明確化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月25日

環境大臣、経済産業大臣 あて

目黒区議会議長 橋本欣一



刷新めぐろ 香野 あかね 議員

多角的な事業見直しで 中長期の変化を見据えた方策を！

<区政をとり巻く状況認識>

(1)経済状況の区歳入への影響の見直しを問う。(2)税制改正大綱の偏在是正の趣旨に対する目黒区の考えを問う。

区長 (1)好調な経済指標状況により、平成26年度歳入予算は、前年度比8.4パーセントの大幅増を見込んでいる。(2)法人住民税の一部国税化は、地方分権に逆行するもので容認できない。

<区政運営の基本的な姿勢>

(1)生活圏域、生活圏域整備計画見直しの必要性検証と見直し手順を問う。(2)

「多角的に事業や業務を見直し、中長期の変化を見すえた施策の選択を徹底する区政を推進する」方法を尋ねる。

区長 (1)各施策の達成状況の調査など多角的に検証する必要がある。(2)中長期的な観点から変化を見据えながら、施策転換などが可能な手法等を工夫していく。

<平成26年度重要課題の基本的取組み>

(1)(ア)災害時の電力の確保について問う。(イ)災害時の区財政について問う。(2)(ア)保育需要のあり方と施策の課題



日本共産党目黒区議団 岩崎 ふみひろ 議員

消費税増税から区民生活守り 区民参加の施設計画を！

<消費税増税への対応>

(1)消費税の増税による区内経済への影響についてどう認識しているのか問う。(2)学校給食など増税による区民負担を抑えるためにも、施策による影響調査を早急に進め、増税による影響を緩和する措置をとるべきだ。(3)区自身が最低賃金を設定し雇用を守り地域循環型の経済にしていくために、公契約条例の制定を早急に進めるべきだ。

区長 (1)引上げ直後に景気の減速が予想されるため、中小企業等の融資相談に押し迅速・的確な対応に努める。(2)影響調査の必要性は薄いと考える。低所得者・子育て世帯への影響緩和策の実施準備に

全力を挙げ、今後の対応は、国・都等の動向を踏まえ慎重に判断する。(3)労働条件は法律で対応すべき問題だが、公契約条例は、引き続き研究・検討を進める必要があると考える。

<区有施設見直し問題>

(1)区民生活支える立場から、今後40年間区有施設の総延べ床面積の15パーセントを縮減するという目標及び「新しい施設の整備は原則、行わない」との原則を撤廃せよ。(2)区民が区有施設にかかわる計画づくりに参加する機会を保障し説明責任を果たすべきだ。(3)防災・老朽化対策を正面に据えた施設の改修・改善計画を早急に示すべきだ。



無所属・目黒独歩の会 坂本 史子 議員

税収増、区長は貯金にばかり 励まず、区民に還元すべし！

<子ども、子育て>

子育て環境は急展開し、現状では「仕事と生活の調和」政策は絵に描いた餅だ。「待機児ゼロ」実現のための具体策について問う。

区長 認可、認証保育所の新設・改修等により目標を上回る整備を行ってきた。就学前人口や保育需要の増加で、平成26年度の待機児童ゼロは厳しいが、早期の待機児童ゼロを目指す。

<エネルギー政策>

今、エネルギー供給を住民と自治体の主導の下に事業化しようと取組みが始まっている。目黒区のエネルギー政策について区長の見解を問う。

区長 「新たなエネルギー基本計画」の状況を見極め、再生可能エネルギー導入に向けた施策や地域におけるエネルギー利活用の最適化に向けた国・都の動向を把握しながら、適切に対応する。

<介護・医療の一体的改変>

異論噴出の中、「医療・介護総合推進法案」は国会に提出された。(1)国の保障制

度変更に対し、区長はどのように国に対峙し区福祉政策を発展させていくのか。(2)「在宅療養を推進する」としているが、慢性期病院入所の方と家族への対策も必要であるが問う。

区長 (1)国会での審証状況などに留意し、特別区長会として、国に対して適時適切な対応を求めていく。(2)医療機関による療養病床増設まで、在宅療養の中で対応する。地域包括支援センター、在宅療養相談窓口で家族の相談と療養にかかわる情報提供に努める。

<災害に強い安心安全の地域>

消失面積が3.3ヘクタール以上となる市街地延焼火災になれば、飛び火により少なくとも100メートルから300メートルは燃え移るといふ。防災対策で道路拡幅事業が最優先されるのは問題である。東京都の「特定整備路線」整備総事業費と、46号線拡幅事業における目黒区間事業費を問う。

区長 都から、特定整備路線整備の総事業費は算出ができていないと聞いてい

る。補助46号線の目黒本町5丁目地区の区間は、都が平成21年に事業費約73億円

で国の事業認可を取得。原町1丁目・洗足1丁目地区の区間は、都が事業認可に向け、現在現況測量を行っており、事業費は算出できていないと聞いている。

<化学物質の子どもたちの健康に及ぼす影響>
国の環境衛生基準等では不十分であり自治体独自の対策をとるべきだがどうか。
区長 広域的に統一した対応が必要であり、区独自の基準を定めることは困難である。

<健康を支える取組み>

五輪開催時に向け「公共事業」が集中することによる被災地への影響や、会場候補地の自然破壊と過大な経費など問題多

る。見解を問う。
区長 今後、国や都が適切に対応するものと考えているが、動向を注視していく。

<行財政計画>

消費税や健康保険料等の増などで区民生活や地域経済への目配りが最も必要な時に、緊急財政対策の総仕上げとしての行財政計画を改定し、基金積立に邁進するのは悪い政治である。見解を問う。
区長 限られた財源の中で、防災対策や待機児童対策など区民の暮らしを支える喫緊の課題に適切に対応してきた。実施計画・財政計画・行革計画改定に当たっては、安定した財政基盤のもとで、区民生活の実態や区政を取り巻く状況を的確に捉え、反映に努める。

<健康を支える取組み>
五輪開催時に向け「公共事業」が集中することによる被災地への影響や、会場候補地の自然破壊と過大な経費など問題多

請願・陳情の受付についてお知らせします。

請願・陳情は区政に関する事柄等について、区民の皆さんが直接、区議会に要望できる制度です。

請願には議員の紹介が必要です。議員の紹介がない場合は陳情となりますが、目黒区議会では請願と同様に処理いたします。

受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会で審査するためには、事務の手続き上、会期の約1週間前(区役所が休みの日を除く)までに提出していただいています。この締切日は、めぐろ区議会だよりめぐろ区報・目黒区議会ホームページでお知らせしています。

請願・陳情は直接提出していただくことを原則とし、郵送によるものは審査しないことがあります。平成26年第2回定例会で新たに請願・陳情の審査を希望される場合は、**6月9日(月)正午までに**提出してください。

<問い合わせ>区議会事務局議事・調査係 ☎03-5722-9414